

須磨海づり公園陸上施設再整備設計・施工業務 募集要項 質問への回答（令和5年5月29日更新）

番号	質問内容	回 答
No.1	個人事業主のため、法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書の提出が難しい場合は、代用書類として財務諸表(前年度分)と建築士事務所登録証の書類提出で代用可能か。	個人事業主の場合は、事業開始時に提出した開廃業等届出書(受領機関による受領印のあるもの)の写し又は建築士事務所登録証明書(写し可)を提出してください。
No.2	敷地内に残置されている備品類の撤去は神戸市が行うという認識で良いか。	要求水準書5. に基づき、本業務内で行っていただきます。
No.3	事務所棟に併設されている警報設備機器は既存のものを利用することは可能か。	機械警備設備については、既存のものを利用することを想定しています。その他の設備機器については必要に応じてご提案ください。
No.4	海浜広場側トイレについては24時間利用可能な開放された公衆トイレの扱いで良いか。	海づり公園開園時間内に開放することを想定しています。
No.5	海浜広場側のJRが所有する土地に関しても海づり公園の指定管理者が運用上利用しても良い場所という認識で良いか。	海づり公園利用者のほか、海岸への来訪者等の通路として利用します。
No.6	事務所棟の南東側のスペース(料金所棟、トイレ棟の西側)は、フェンスにて立入を制限するような設えとなっているが、提案時でも立入を制限する必要があるか。またこのスペースを活用する提案としても良いか。	事務所棟の南東側のスペースについて、提案時に立入を制限する必要はありません。また、このスペースを活用する提案として構いません。なお、釣台(有料エリア)との行き来は適切に制限されるよう留意してください。
No.7	プレハブ棟の痛みがひどく、改修工事が不可な場合取壊し等を提案し、事務所棟1階を利用し必要な機能を満たす等の提案は可能か。	可能です。
No.8	海づり公園再開に向けて行ったサウンディング調査の結果について、市ホームページに公開されているより詳細な情報を公開することは可能か。	サウンディング調査結果について情報を追加した資料を募集要項5. (1)における資料2：貸与資料に追加します。

須磨海づり公園陸上施設再整備設計・施工業務 募集要項 質問への回答（令和5年5月29日更新）

番号	質問内容	回答
No.9	須磨海岸(施設東側海岸)と動線をつなげる計画はあるか。	将来的に須磨海岸からの動線をつなげるよう検討しているところです。
No.10	プレゼンテーション時に使用する資料は提案書の内容のみとありますが、模型写真を提案書内に使用した場合、模型の持参は可能か。もしくは模型は別物として扱い提案資料になくても持ち込みは可能か。	提案書の内容を表現するものであれば持ち込み可能です。
No.11	営業時間等は閉館前の時間帯と変わりなく運営すると考えて良いか。	再開後の指定管理者には、神戸市立海づり公園条例施行規則第4条に基づき運営いただきます。
No.12	建物の改修範囲は腐食が著しい箇所補修は復旧までとし、新たに構造補強は行わない前提での計画で良いか。または、構造調査を行った上での補修・補強計画とする必要はあるか。	公募プロポーザルにおける提案は、募集要項・要求水準書及び貸与する基本設計書等の情報に基づき、構造補強を行わない前提での計画、提案として構いません。現時点で構造補強を行うことは想定しておりませんが、構造補強をご提案いただくことは可能です。
No.13	貸与されたパースの3DモデルのCAD下記データの貸与を希望する。 データ形式はDXF・FBX・OBJ・FACTの4種で提供することは可能か。	パースの3DモデルのCADデータは提供できませんのでご了承ください。
No.14	質疑応答と要求水準書はどちらが上位か。また書面上は要求水準書を上位と考える場合、基本設計書と異なる提案をする等は減点対象となるか。	要求水準書及びこの質問回答書に基づき提案してください。要求水準書とこの質問回答書の内容に相違がある場合は、この質問回答書の記載を優先してください。また、貸与する基本設計書と異なる提案であることを理由に減点することはありません。
No.15	委託契約書(案)に記載のある前払い金等支払い時期・割合について3割を上限としているが、中間請求は可能か。また、委託契約書は双方協議の上で作成することと考えて良いか。	現時点では3割を上限とした前金払を想定しています。支払の時期や方法を含めて、委託契約書は、公募プロポーザルにより決定した委託先候補事業者と協議の上作成することとなります。
No.16	トイレ棟、料金所、売店棟の設備類は全撤去・更新と考えて良いか。	全撤去・更新とした提案でも構いません。

須磨海づり公園陸上施設再整備設計・施工業務 募集要項 質問への回答（令和5年5月29日更新）

番号	質問内容	回 答
No.17	外構の給排水管は撤去更新と考えて良いか。	撤去更新とした提案でも構いません。
No.18	事務所棟について（事務所2階、倉庫は既存のままとあるが）、2階、倉庫の設備は一切触らなくても良いか。内部の給排水、エアコン、冷凍機、換気扇、屋外室外機、配管類、換気フード等。	事務所棟2階、倉庫について設備を更新する必要はありません。
No.19	水道メーター装置横受水槽室の入り口を教えてほしい。また高架水槽から釣台へのHIVP40は必要か。	水道メーター装置横の受水槽室へは、水道メーターに隣接する大きなマンホールを開けてタラップを降りると入ることが可能です。なお、海づり公園施設の高架水槽は撤去することを想定しており、釣台への送水も不要です。
No.20	汚水管の設置予定である北側階段側壁について現況スロープに干渉するが、別ルート等の検討は市で行うと思うが、積算に影響するため返答してほしい。	汚水管のルートは、本業務における設計業務の中で検討するものと考えています。
No.21	電気設備について、既設の幹線ケーブル（引込柱から各盤まで）は絶縁測定を行い問題が無い場合は再使用としても良いか。	塩害の影響やこれからの使用年数を考慮し更新が望ましいと考えますが、問題ないと判断される場合は再使用として構いません。
No.22	電気設備について、既設引込開閉器盤（現在引込柱に設置）は絶縁測定を行い問題が無い場合は再使用としても良いか。	塩害の影響やこれからの使用年数を考慮し更新が望ましいと考えますが、問題ないと判断される場合は再使用として構いません。
No.23	避雷針更新に伴い既設の設置アース銅板は接地抵抗値が10Ω以下の場合は再使用として良いか。	所要の性能を満足し、改修後、旧JIS基準のまま対応する場合は再利用として構いません。
No.24	今回の再整備では須磨浦地下道の改修は提案範囲か。特に施設内敷地と地下道出入口部分との取合い部分の改修提案について。	須磨浦地下道の改修は提案範囲外と考えています。ただし、海づり公園施設側において地下道への取合い部分を改修することは提案範囲と考えます。

須磨海づり公園陸上施設再整備設計・施工業務 募集要項 質問への回答（令和5年5月29日更新）

番号	質問内容	回 答
No.25	須磨浦地下道は道路扱いか。地下道の設備改修後に有効高さ、有効幅の最低限の寸法はあるか。	須磨浦地下道は道路として扱います。また地下道の改修は提案範囲外です。
No.26	JR事業者、国道管理者、公園管理者、港湾管理者との事前協議があれば教えてほしい。	陸上施設再整備の計画についてJR事業者・港湾管理者に、また水洗化の基本計画について公園管理者・下水道管理者に事前相談を行っています。具体的な協議は本業務における詳細設計の中で行うこととなります。
No.27	建物内の浸水等で想定される高さがあれば教えてほしい。	本施設は防潮ラインより海側であるため浸水することがありますが、その高さについては想定できておりません。なお、神戸港における設計高潮位(H.H.W.L)はK.P 3.70m(T.P 2.80m)であり、既往最高潮位は平成30年の台風21号の高潮における最高潮位 K.P 3.21m(T.P 2.32m)です。
No.28	貸与資料の基本設計図書「(I-01)仕様概要書」に記載の改修概要及び「(I-07)配置計画」に記載の改修内容は今回の工事対象と認識して良いか。	貸与資料の基本設計書は参考資料であり、記載内容を網羅的に満足することを求めるものではありません。要求水準書に記載の事項を基本とし、必要に応じて代替案等を含めてご提案ください。
No.29	貸与資料の基本設計書に記載されている内容以外の整備について、市と協議の上で実施すること提案できるか。	可能です。
No.30	施設再整備工事の対象敷地範囲を明示してほしい。	本業務における再整備工事の内容は、募集要項及び要求水準書の記載事項を基本とし、公募プロポーザルによる提案に基づきます。提案時点で、海づり公園として利用できる用地として想定すべき範囲を示した資料を募集要項5.(1)における資料2：貸与資料に追加します。なお、海づり公園の用地外でも通路としての設えや地下道との取合い等については、提案対象とお考えください。
No.31	敷地内に新設するマンホールポンプの設置位置に指定はあるか。	位置の指定はありません。必要とするポンプの能力を勘案の上ご提案ください。

須磨海づり公園陸上施設再整備設計・施工業務 募集要項 質問への回答（令和5年5月29日更新）

番号	質問内容	回答
No.32	水洗化基本検討業務検討書で、配管検討資料の検討縦断図(A案)でボックス内Co増し打ち部とあるが具体的な仕様を指示してほしい。	図中のCo増し打ち部とは、今回の業務で実施するものではなく、現況としてボックスの側面が増し打ちされていることを示しています。
No.33	プロパン庫撤去とあるが、都市ガスの引き込みで対応するのか。その場合は本工事に含まれるとの認識で良いか。	プロパン庫は撤去し、新たなガス設備は設けないことを想定しています。
No.34	塩害等の対策で外壁・建具等で外壁に使うアルミ材・鉄材・塗装等の仕様で耐久性にかかわる標準仕様があれば教えてほしい。	標準仕様はありませんので、提案に依るものとします。
No.35	要求水準書P.13②a.工事キで海上施設（釣台）の再整備工事で海上からの資機材搬出入で工事業者と調整する事とあるが、海上施設の再整備工事で陸上部からの資機材の搬出入は無いのか。	海上施設の再整備工事では、陸上部からの資機材搬出入は無いと考えています。
No.36	既存建物の耐震診断、耐震改修等の履歴があれば教えてください。	耐震診断、耐震改修等の履歴はありません。
No.37	事務所棟の塔屋にある放送用のアンテナ、スピーカー設備の扱いを指示してほしい。	既存の放送用のアンテナ、スピーカー設備は事務所棟の外壁改修にあわせて撤去することを想定しています。なお、事務所棟内の配線等は残置で構いません。